平成25年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日(平成25年9月25日)	○第3日	(半成2	5年9	月 2	5 Þ	1)
------------------	------	------	-----	-----	-----	----

議事日	程(第3号)	
日程第1	議案第57号	宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町長
		等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条
		例を制定するについて
日程第2	議案第45号	平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)… 105
日程第3	議案第47号	平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業
		勘定)補正予算(第2号) … 105
日程第4	議案第49号	平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算
		(第1号)
日程第5	議案第52号	平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正
		予算(第1号)105
日程第6	議案第54号	平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1
		号) 105

平成25年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年9月25日

午前10時開議

日程第1 議案第57号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町長等の 給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定 するについて

日程第2 議案第45号 平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)

日程第3 議案第47号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

日程第4 議案第49号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第52号 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第6 議案第54号 平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

議長

副議長

12番	田	中		修	議員
1番	垣	内	秋	弘	議員
2番	上	林	昌	三	議員
3番	青	Щ	美	義	議員
4番	安	本		修	議員
5番	今	西	久美		議員
6番	原	田	周	_	議員
7番	谷	П	重	和	議員
8番	Щ	内	実責	貴子	議員
9番	奥	村	房	雄	議員
10番	内	田	文	夫	議員
11番	稲	石	義	_	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

長 町 西 谷 信 夫 君 育 長 維久雄 君 教 西 出 総 務 課 長 Ш 下 康之 君 理事兼企画・財政課財政課長 基 成 君 小 西 場 企画・財政課企画課長 馬 浩 君 会計管理者兼 大 輝 博 君 江 税務・会計課長 戸籍·保険課長 みどり 長谷川 君 福 祉 課 長 奥 谷 明 君 健康長寿課長 村 啓 君 谷 富 Ш 君 建設・環境課建設課長 黒 剛 建設 · 環境課環境課長 君 青 Щ 紀 公 産業振興課長 君 清 水 清 上下水道課長 野 田 泰 生 君 教 育 次 長 光 嶋 隆 君 教 育 課 長 中 辻 正 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 久 野 村 観 光 君 庶 務 係 長 廣 島 照 美 君 開 会 午前10時00分

○議長(田中 修) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第57号、議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第52号及び議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第1から日程第6、議案第57号、議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第52号及び議案第54号の6議案を一括議題といたします。

6議案につきましては、9月6日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、安本修君。

○補正予算特別委員会委員長(安本 修) 皆さん、おはようございます。

それでは、補正予算特別委員会に付託されました13議案のうち、給与改定に係る条例議案及びそれに関連いたします各会計の補正予算5議案、合わせて6議案について、順次委員長報告を申し上げます。

まず、議案第57号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、ラスパイレス指数が本町の場合、104.7ということであるが、国家公務員が7.8%の削減を行っていることにより、引き上がっている状況である。国家公務員の引き下げ前で見ると、96.6となっています。

100が適正とするなら、3.4低いということになるが、町村の場合は押しなべて 100を2から3ポイント下回っている。本町の給与水準は適正かどうかについて質疑があり、給与水準については、適正に対応していると考えているが、全体的には低いと の思いを持っている。しかし、国の基準のラスパイレス指数が出た時点で、本町は 104.7であり、4.7分が高いということになる。今後においても人事院勧告等に も合わせながら、それぞれの状況を見る中、適正に対応していきたいとの答弁がありました。

また、特別給に今回の削減を反映させない措置について質疑があり、管理職手当、期

末勤勉手当、時間外勤務手当には反映させていない。職員組合とも十分協議する中、給料のみで国の基準に合わせていきたいとの答弁がありました。

また、特別職の給料の削減率について質疑があり、町長は1割カットの結論を出し、 教育長にあっては、町長の削減額の7割程度と考え、7%の減額としたとの答弁があり ました。

また、今回の国家公務員の給与を強引に引き下げ、さらに地方公務員の給与引き下げを全国の地方自治体に要請を行い、交付税の総額から先に削減することについて、町長の認識はとの質疑があり、国の押しつけであるとの認識は持っている。しかし、犠牲になるのが住民であることから、苦渋の選択をしたところである。今後このようなことがないよう、地方六団体の中でも意見を申し上げていきたいとの答弁があったところです。給与削減による職員の意欲、士気をどう高めていくかが重要であり、あわせて住民サービスが低下しないような取り組みの考え方について質疑があり、今回の選択に当たっては、職員組合と何回も協議を行い、妥結いただいた。職員とも話をする中において、理解を示してくれており、仕事の姿勢に影響があるものでないと思っているとの答弁がありました。

また、年次間格差に配慮した削減額についての質疑があり、給与等検討委員会においてモチベーションが下がらない方法について研究、検証する中で、一律の方法が望ましいとの結論となったとの答弁がありました。

次に、議案第45号、平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第47号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)も、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第49号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)も、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第52号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) も、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第54号、平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)も、審査の

結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(田中 修) ただいま報告のありました6議案について、一括して委員長報告に 対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第57号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町長等の 給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。 討論ございませんか。今西議員。

○5番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第57号、宇治田原町職員の 給与に関する条例及び宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する 条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、昨年政府が東日本大震災復興を口実に国家公務員の給与の引き下げを強引に実施したことを受け、地方公務員にも同様の給与引き下げを全国の地方自治体に求めたことに対応し、町職員の給与を削減するというものであります。

ここには多くの問題点があります。まず、政府が実施した国家公務員給与の引き下げ 自体が極めて不当なものであるということです。人事院勧告によることなく、時の政権 の判断のみで大幅な給与引き下げを強行することは憲法違反ではないかという批判が当 時の自民党の幹部からも出されたように、公務員の賃金決定のルールを乱暴に踏みにじ るものでした。

東日本大震災復興のための財源というなら、まず、法人税率の相次ぐ引き下げやごく 一部の大企業への行き過ぎた優遇税制など、税負担のあり方の見直しや毎年320億円 にもなる政党助成金廃止をはじめ、年間5兆円もの軍事費の削減、無駄な大型公共事業 の見直しなど、税の使い方を改めることこそ必要ではないでしょうか。

さらに大きな問題は、政府が地方公務員の給与引き下げを地方自治体に押しつけたその手法、やり方です。町長からも批判の声がございましたけれども、政府から地方公務員給与の引き下げ要請に対し、いわゆる地方六団体は、国と地方で十分協議するべきだと求めてきました。しかし、政府はそれに背を向け、まともに地方自治体と協議することもないまま、今年度の地方交付税の総額から地方公務員給与引き下げ額に相当する分を削除するという暴挙に出ました。日本の地方自治を財政面から支えてきた地方交付税

を時の政権が政策を押しつけるために大幅に削減するなど、あってはならないことであ り、地方自治の根幹を揺るがしかねないやり方であります。

職員給与の引き下げは、職員の意欲や士気にもかかわり、それは直接住民サービスにも影響を与えかねません。そればかりか、公務員給与引き下げを一つの口実に、消費税増税を国民全体に押しつけようとするたくらみを許すことはできません。

また、職員のこのような給与引き下げは、住民全体に対しても賃金引き下げや増税、 負担増は仕方がないと住民の負担増や暮らしの困難に対する町職員の認識や共感に悪影響を与えかねないものであります。公務員給与引き下げは、最低賃金や民間の給与にも 影響を与えます。このような強引な給与引き下げは中止し、地方交付税減額による財源 確保のための真剣な財政努力をすべきであります。

以上のことを指摘しまして、本議案に対する反対討論といたします。

○議長(田中 修) 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) これで討論を終わります。

これより、議案第57号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。 日程第2、議案第45号、平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第45号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。日程第3、議案第47号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第47号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。 日程第4、議案第49号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第 1号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。 日程第5、議案第52号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第52号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。 日程第6、議案第54号、平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号) について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第54号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。 お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会 いたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は10月8日午前10時より会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

皆さん御苦労さんでございました。

散 会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議			長	田	中	修
署	名	議	員	安	本	修
罢	名	議	昌	111	内	宝 貴 子